

## 阿見町第7次総合計画前期基本計画案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1. 実施期間 令和5年11月9日（木）から令和5年12月8日（金）まで  
特設サイト、郵送、FAX、Eメール、直接持参での募集
2. 提出のあった件数 41件 ※意見の要旨を踏まえ、町が分割・整理した数を件数としています。  
※意見については、いただいた意見を基に町が要約したものとなります。
3. 意見と意見に対する町の考え方 ※ページ番号は、パブリックコメント時の前期基本計画案のページ番号を表します。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
1	第1編序論 第1章計画策定の趣旨	「学校給食費無料化の拡大、18歳までの医療費無料化など、様々な子育て支援施策の充実により」と新市街地への転入要因が子育て支援施策のみに限定される。そのため、「学校給食費無料化の拡大、18歳までの医療費無料化など、様々な子育て支援施策の充実や働く場の拡充策、職住近接の居住地の拡大などにより」などにしてはどうか。	いただいたご意見をふまえて、下記のように修正いたします。 「学校給食費無料化の拡大、18歳までの医療費無料化などの様々な子育て支援施策の充実と着実な都市基盤整備による職住近接のまちづくりにより」
2	第1編序論 第1章計画策定の趣旨	「安心」というキーワードが随所に出てくるため、「住み続けられるまちづくりを実現」を、「安心して住み続けられるまちづくりを実現」としてはどうか。	当該箇所は地域別にみた人口の増減に関する記述を行っておりますので、現在の表現のままとさせていただきます。
3	第1編序論 第4章本町を取り巻く時代潮流	ウェルビーイング、ダイバーシティ&インクルージョン、レジリエントなど、取り組みのタイトルに使われるカタカナ語が一般的な意味に揺らぎがあるものが多く、正しく意図を理解できないのではないか。 日本語で誤解のない言い方に改めてはどうか。	総合計画は、時代潮流等を取り入れて策定しているため、カタカナ表記や先進的な用語等を使用しております。 また、日本語では表しづらい用語もございます。いただいたご意見をふまえて、伝わりにくい用語等については、説明を掲載するなど、修正いたします。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
4	第2編基本構想 第1章将来像	今後、市制を目指すのであれば、基本構想以降の「町政」「町民」を、「行政」「住民」としてはどうか。市制施行後でも表現を改めなくても良いし、意識づけにもつながるのではないかな。	本計画では、「住民」は当町に住民票のある人を指し、「町民」は住民票の有無に関係なく、当町に住んでいる人を指す使い分けをしておりますので、現在の表現のままさせていただきます。 市制施行に向けた表現は、市制施行準備の中で検討してまいります。
5	第2編基本構想 第1章将来像	「地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち」を、「地域力が強く誰もが幸せに安心して暮らせるまち」としてはどうか。	ご指摘の「安心」については、「住み続けられる」と「幸せに暮らせるまち」に内包されるものと考えておりますので、現在の表現のままさせていただきます。
6	第2編基本構想 第2章人口の見通し	将来人口のパターン2とパターン3について、5万人を達成しているため、時点修正が必要ではないか。	令和4年度に決定した基本構想の根拠として、現行の第2期総合戦略人口ビジョンをベースとして昨年度時点修正を行ったものとなりますので、現在の表現のままさせていただきます。
7	第2編基本構想 第2章人口の見通し	国や県の人口推計から、人口が減少することも考えられるので、2033年の人口見通しを「50,000人～51,000人」ではなく、「49,000人～51,000人」（5万人内外）としてはどうか。	少子高齢化社会の中にあって、第6次総合計画にて定住促進と安全・安心を重点施策として掲げ、各種施策を展開することで、目標であった人口5万人を達成しました。 パターン3に記載のとおり、本計画期間の10年間は人口増が続き、2035年には51,225人とピークを迎えることが見込まれております。全ての世代が安心して生活を送れるよう、社会増と自然増を目指した取り組みをバランスよく実行してまいりますので、人口見通しはこのままの数値とさせていただきます。
8	第3編基本計画 序章リーディングプロジェクト 3 前期基本計画リーディングプロジェクトの構成	前期基本計画リーディングプロジェクトの構成では「基本目標」となっているが、第7次総合計画の第1編、第2編の表記と合わせたためか、第3編も「基本目標」を「章」表記している。混乱を招くのではないかな。	ご意見をふまえ、36ページと37ページの基本構想と前期基本計画との関係図にて、第2編の基本構想で示した基本目標が、第3編の前期基本計画の各章に繋がっていくことを、分かりやすく図で示します。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
9	第3編基本計画 序章リーディングプロジェクト 若者・子育て世代に選ばれる5万人プロジェクト	「市制を見据えた」とあるが、どこで市制を目指す方向性が決まったのか。 まず町民の意向をしっかりと聞いてからとりかかってほしい。	市制施行については、関係機関と協議を行い、県や国を経て手続きを進めていく必要があります。町（行政）として、市制施行の検討を開始した段階であり、市制施行の実施が決定したわけではありません。 今後、広報等による市制施行に係る周知啓発を丁寧に行いながら、町民意向を確認するアンケート調査などを行い、皆様のご意見を伺ってまいります。
10	第3編基本計画 序章リーディングプロジェクト 基本構想と前期基本計画との関係図	第2期町創生総合戦略が、国との整合性を図る観点から2024年度までとなっている。 総合計画とは1年重複する中で、本来であれば総合計画と連動させて総合戦略を推進していくことが、進行管理を行う視点では望ましく、また整理しやすいと考える。 一般的には、前期基本計画と実施計画の間に総合戦略を位置づけ、総合戦略は前期基本計画の施策の中からピックアップするものが多いと思われるが、町においては、今後その関係性をどのように考えていくのか。市制施行に伴って後期基本計画から一体的に策定するのか。	国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく町の総合戦略については、方向性が近いことから総合計画との一体的な策定を検討いたしました。 しかしながら、国が総合戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略に改訂し、総合計画とは別に策定することが求められていることから、一体的な策定は行わないこととしました。 町の総合戦略については、今後、デジタル田園都市国家構想総合戦略やSDGs推進計画を踏まえ、総合計画と連動させるかたちで令和6年度の改訂を予定しております。
11	第3編基本計画 第1章第1節 3 多様性と包摂性を尊重する社会の実現	外国籍の住民について、現在の受け入れ態勢で十分であるのか、町国際交流協会の現状で大丈夫か。 行政が主導した日本語学校や夜間中学など受け入れ相談体制も整備する必要があるのではないか。	町国際交流協会では、外国籍の住民を対象に、日常生活に必要な日本語を教える日本語教室を開催しております。 いただいたご意見をふまえて、外国籍の住民に関してニーズの把握に努めてまいります。
12	第3編基本計画 第2章第2節 1 次世代育成支援の充実	「妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援」について、発達支援が必要な方々にとって、義務教育期間（7～15歳）は支援情報が分断されることから、多くの自治体で問題となっている。 こども発達センター等による一貫通貫の支援体制が構築されれば、「妊娠・出産から18歳まで切れ目のない支援」となり、安心して子育てできる要素の一つとなる。現状・課題で記載がないが、町では特にニーズがないのか。	ご提案の「こども発達センター」等につきましては、町で検討している「児童発達支援センター」と同様の機能と推察いたします。 児童発達支援センターにつきましては、第2章第1節5「地域共生社会実現に向けた障害者福祉の推進」の中で、課題及び個別施策の展開方針に記載しており、設置の検討を進めてまいります。
13	第3編基本計画 第2章第2節 1 次世代育成支援の充実	住民から「分離型認可保育園の設立及び障がい児保育行政の拡充を求める請願」があり、議会で採択されている。 課題の三つ目、「多様な保育ニーズ」の中に包含するのではなく、「インクルーシブ型保育園の設置が求められています。」等、明確に記載する必要があるのではないか。	保育施設の開設については子ども・子育て支援事業計画の中で検討しております。分離型保育園という形態の保育施設を開設する予定はありませんが、発達の遅れや障害のある子どもへの支援については、社会福祉課の障害者基本計画や障害者（児）福祉計画等に基づき事業を展開しており、新たな保育施設の公募を行う際には障害児保育の実施を要件として募集し、人件費についての障害児保育事業補助金を用意して、受け入れを推進しております。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
14	第3編基本計画 第3章第1節 1 質の高い学校教育の推進	「不登校」等の問題について、この記述だけでは、事が起こってから対応する相談・支援体制の構築にとられる。不登校等の問題について、子どもたちの現状を知るためにも、他自治体で実績のある「Q-U検査」を早期に実施してはどうか。	<p>Q-Uテストは、児童生徒の発達段階に応じた質問に回答することにより、学級に対する満足度と学校生活での意欲を測定するもので、不登校、いじめ被害の可能性の高い子どもを早期に発見できる心理テストです。</p> <p>コロナ以前は、町内の一部学校においてQ-Uテスト及びhyper-QUに取り組んでおりましたが、現在では以下の3つの取り組みを行っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. いじめ関連、生活の困り感等、不登校の早期発見にもつながる生活アンケートを定期的実施。</li> <li>2. 毎月、長期欠席（不登校の他、病欠等も含む）児童生徒の報告を各学校でまとめ、原因分析のうえ、町教育委員会に提出。</li> <li>3. 校内オンライン相談窓口（Formsを利用し相談できる仕組み）を、小学5年生～中学校まで設置。</li> </ol> <p>また、町独自の取り組みとして、教員のみではなく、教育相談センターのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、不登校対策室（校内フリースクール等）に不登校対策指導員を配置することで、今後も不登校等の未然防止に努めてまいります。</p>
15	第3編基本計画 第3章第1節 3 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用	予科練記念館も60万人来訪と書かれているが、リピート率は低いのではないかと。企画展も少なく、寄贈された収集物の展示もない。土浦市の博物館のように地域の戦跡に関係する本を出版することで、町民に知ってもらおうと同時に町外の人を引き込むこともできるのではないかと。	予科練平和記念館では、コロナ禍で企画展等を取りやめておりましたが、100ページに記載のとおり、今後はコロナ禍前と同様に、通常展示のほか、講演会、企画展、特別展を開催することで、予科練の歴史や戦史に関する学習機会の提供を行ってまいります。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
16	第3編基本計画 第3章第1節 6 豊かな文化の継承と文化財の活用	110ページの取り組みでは、目標を達しえない。歴史民俗博物館の整備、文化センターの整備、それぞれの学芸員、企画員の配置が必要ではないかと。	文化・芸術施設の整備の必要性については、109ページに記載のとおり、文化・芸術活動推進の観点から課題として認識しております。 将来的な構想の整理を進めるとともに、公民館等の現在ある施設を最大限に活用し、各種事業に取り組んでまいります。
17	第3編基本計画 第4章第1節 4 交通安全対策の強化	免許返納後の交通手段に困っている。	121ページは、交通安全対策について記載しています。144ページの交通体系・公共交通の充実にて、自動車運転免許証を所有しない交通弱者に関する現状を記載しております。 町では移動販売車の巡回や免許返納者ヘデマンドタクシーの利用券をお配りしておりますが、さらなる取り組みについて、今後検討してまいります。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
18	第3編基本計画 第4章第1節 5 犯罪のないまちづくり	深夜にプレミアムアウトレット付近を爆音で暴走するなど治安の悪化が懸念されることから、警察署もしくは交番を設置できないか。	警察署及び交番の設置は、県警察本部が警察施設再編整備計画に基づいて実施するものとなります。 同計画では、人口が急増している地域や発展に伴い昼夜を問わず事件・事故が多発している地域にあっては、交番を新設すると記載されており、現時点ではよしわら地区がそのような地区に該当しておりませんが、いただいたご意見をふまえて、検討いたします。
19	第3編基本計画 第4章第2節 2 自然環境の保全	現在の自然環境を次世代に残すには、積極的に共生し、保全するという意識と行動が必要と考える。 守るべき自然豊かな地域は、ふれあいの森の他にも多数見られるため、阿弥神社樹叢以外で緑地環境保全地域に指定されるよう取り組んではどうか。	緑地環境保全地域の指定は、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、県が指定しております。 町では、133ページに記載のとおり、森林環境譲与税を活用した平地林保全整備事業等を実施することで、森林環境の保全や維持に取り組んでまいります。
20	第3編基本計画 第4章第2節 2 自然環境の保全	町内に自然保護団体があるが、後継者が育っておらず、協調して自然との共生を図る域には達していない。町として、バックアップできないか。	当町では、これまで、あみの自然大好きシンポジウムを開催し、自然保護団体の活動周知を行ってまいりました。 また、自然保護団体に限らず、ボランティア組織やNPO法人など市民活動団体に関して、町民活動センターにて、情報提供や団体情報の発信など各種支援を行っております。 いただいたご意見をふまえて、さらなる支援を検討してまいります。
21	第3編基本計画 第4章第2節 3 良好な生活環境の確保	不法投棄について、夜間、早朝の走行禁止エリアの設定、禁止エリア入口へのカメラの設置してはどうか。	不法投棄対策として、民間警備会社による夜間パトロール、環境保全監視員によるパトロールのほか、看板や監視カメラの設置を行っております。 大規模不法投棄や不適正残土が予想される箇所については、いただいたご意見をふまえて、道路狭窄等の物理的対応を検討いたします。
22	第3編基本計画 第5章第1節 1 計画的な土地利用 2 快適な市街地の整備	市街化調整区域にて大掛かりな伐採が行われ、太陽光パネルなどが設置されているが、対策が書かれていない。市街化区域、緑化地域ときちんと棲み分けすべきではないか。	140ページは、計画的な土地利用に関して記載しているページとなります。 太陽光パネルの設置については、「県の太陽光発電施設の適切な設置管理に関するガイドライン」に基づき、手続きを行っているものであり、市街化区域、市街化調整区域によって対応が異なるものではございません。引き続き、指導・監督を行ってまいります。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
23	第3編基本計画 第5章第1節 2 快適な市街地の整備 3 交通体系・公共交通の充実	住民が暮らしやすいように、町として何百メートル以内に店があるとか、渋滞しないように通り沿いを商業エリアにするとか提案すべきではないか。 特に中央エリアは道も狭く今後も市街化を進めるなら、道が狭くてバスの運行も困難ではないか。	総合計画はまちづくりの全体計画であることから、店舗までの距離等については、記載するものではありません。 都市計画マスタープランにおいて検討を進めてまいります。
24	第3編基本計画 第5章第1節 2 快適な市街地の整備	阿見東インターチェンジ付近について、プレミアムアウトレットがあり県外からの集客が見込めるため、道の駅を造って当町の特産品をアピールしてはどうか。	特産品などの地域資源を活かした取組は、第6章「活力ある魅力的なまちづくり」の中に記載しております。 また、道の駅を今後5年間で整備する予定はございません。
25	第3編基本計画 第5章第1節 2 快適な市街地の整備	産業建設常任委員会の重点調査事項に「実穀地区における土地利用・まちづくりについて」が示されています。 「土地利用を検討する必要」を、「土地利用整備を行う必要」としてはどうか。	142ページは、実穀地区だけでなく圏央道インターチェンジ周辺地区、幹線道路沿線を産業創出の拠点として、生産・流通系の土地利用を検討する必要があると考えますので、現在の表現のままとさせていただきます。
26	第3編基本計画 第5章第1節 3 交通体系・公共交通の充実	公共交通の本数が少なく不便なため、帰宅が遅くなる時はタクシーを使わざるを得ない。荒川沖駅前だけでなく、周辺の地域の交通の利便性を良くしてほしい。 ルートが固定された交通手段は、町民の導線を考慮したルートの設定と、交通工学等の専門家の協力が必要ではないか。 ルートがフリーな交通手段は、車の台数、運転手不足対応、料金設定についてが課題ではないか。	JR常磐線への接続をはじめとする公共交通体系については、様々なご要望をいただいているところです。交通体系において主たる役割を果たす路線バスは、民間のバス事業者により運行されており、この事業の性格上、利用者数に応じた路線や便数の設定にならざるを得ない面があります。県や町でも運行支援等は行っておりますが、年々利用者数が減少していることを背景に、便数が減少しています。このような状況では、路線バスの拡充は現実的には難しいところがあります。 町では、こうしたことを背景に、デマンドタクシー「あみまるくん」の運行と、JR荒川沖駅への乗り入れを実現してきたところです。公共交通については、町だけで解決できることに限りがあります。町民ニーズの把握に努め、交通事業者や国・県などの関係機関で構成される「阿見町地域公共交通活性化協議会」において、公共交通の改善に努めていきたいと考えております。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
27	第3編基本計画 第5章第1節 3 交通体系・公共交通の充実	東京から高速バスの阿見経由、土浦への便を開通したらどうか。 江戸崎のバスより高速バスの乗り継ぎができれば、江戸崎の方もいいのではないかと。	東京からの高速バスは、過去にJRによって運行されておりましたが、利用者が少なかったため、廃止となった経緯がございます。 現在、バス運行会社は運転手不足や収益の減少等のなか、既設路線の維持確保に取り組んでおり、今後5年間で新規高速バスの運行は難しいと思われまますので、現在の表現のままさせていただきます。
28	第3編基本計画 第5章第1節 4 道路の整備及び維持・修繕	吉田石油から茨城計算センターまでの歩道を整備してほしい。歩道があるところも、今のままでは狭い、通りにくい。	148ページに、生活道路の整備・維持・修繕に関する取り組みを記載しております。 町道の歩道につきましては、沿道の住民の理解を得てこれまで整備を行ってまいりました。今後も歩行者が安心して通行できるよう、補修等を行ってまいります。
29	第3編基本計画 第5章第1節 6 良好な住宅・住環境づくり	空き家に対する総合的な取り組みを強力に展開すべきだ。現状では全く足りない。	152ページは住宅施策としての空家対策について記載しており、134ページに環境施策としての空家対策について記載しております。 町内の空家等の実態調査を行い、空家等の所有者等への適正管理指導を強化し、管理不全な状態である空家等の解消に取り組みます。 また、町空家等対策計画を改定し、増加傾向にある空家等への対策を総合的かつ計画的に推進します。さらに、空家等の有効活用を通して、空家等の管理不全を予防するため、空き家バンクの利活用を促進します。
30	第3編基本計画 第6章第1節 1 活力ある農業の振興	本町の農業は単なる規模の拡大にとどまらない質の高い安全・安心な農産物を提供することで、振興を図って欲しい。 有機農作物への取り組みを推進すべきで、個別施策に入れてほしい。	現在の当町の農業は、農産物を効率的に安定して生産できる慣行栽培が主流となっており、効率的な農業経営を進めていくために、担い手への農地の集積・集約化を図っているところとす。 一方で、地球環境への負荷の低減並びに安全かつ良質な農産物に対する需要の増加により、有機農業が大切であると認識しております。 個別施策6111と6115に記載のとおり、地域の特性を活かした農産物の生産振興、及び地域で生産された安全・安心な農産物の町内での消費推進に含むものと考えておりますので、現在の表現のままさせていただきます。
31	第3編基本計画 第6章第1節 3 地域資源を活かした観光の振興	県道34号線に歩道が整備され、アウトレットから国道125号線までの間はウォーキング・ジョギング・サイクリングに絶好の通りになっている。ボランティア活動を含む歩道の美化、自転車道の整備が必要ではないか。 霞ヶ浦湖畔に、駐輪・駐車場・休憩所を設置し、阿見の特産物の直売、工業団地の企業製品の紹介・直売、アウトレットのPRに利用してはどうか。	県道34号線は、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会により、サイクリングの市町村おすすめコースに設定されております。良好な景観と交通環境を活かし、圏央道方面からの広域観光交流を促進することで、町内の観光資源と結びつけた誘客を図ってまいります。

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
32	第3編基本計画 第7章第1節 1 効果的な行政運営	町から市に変わることのメリットが分からない。 分かりやすく発信することは出来ないか。	市制施行については、検討を開始した段階であり、今後、広報等により周知啓発を丁寧に行ってまいります。 メリットを含め、市制施行の要件、市制施行の時期や手続き、権限移譲の内容などを分かりやすく発信してまいります。
33	第3編基本計画 第7章第1節 1 効果的な行政運営	市制施行に際して、サービスの担い手である行政職員の人財確保が急務である。地域手当の早期導入を検討してはどうか。	地域手当は、地方公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎として、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に支給されます。 当町の職員は、現在支給されておきませんが、国で支給地域及び支給割合を10年ごとに見直すこととされており、令和7年の給与制度の総合的見直しにおいて検討が行われるものと認識しております。 引き続き、国の動向を注視しながら、いただいたご意見をふまえて、早期導入に向けて検討いたします。
34	第3編基本計画 第7章第1節 1 効果的な行政運営	職員の旧姓使用は実現できないか。	職員の旧姓使用については、職員からの声を受けて検討してはありますが、旧姓使用による混乱もあるとの意見もあり、実現には至っておりません。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
35	第3編基本計画 第7章第1節 1 効果的な行政運営	内部統制の実施について、職員を管理・監督できる副町長の選任が必要ではないか。行政ミスの縮減が行政サービスの向上につながるのでは。	事務の適正な執行を確保するために、内部統制を実施する体制の整備を検討しているところです。 副町長は町長が議会の承認を経て任命することとなりますので、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
36	第3編基本計画 第7章第1節 4 デジタル化の推進	現在の防災無線設備は、窓を閉めていると聞き取ることが出来ないため、各戸にタブレット等の専用端末を設置し、防災無線の代替にできないか。 町の広報の閲覧、各種申請の端末としても利用できるのではないか。	112ページに記載のとおり、防災情報の伝達手段として、防災行政無線のほか、あみメール、町公式LINE等複数の伝達手段を整備しております。 また、デジタル化の推進について、今後5年間で役場に行かなくても各種手続を行えるよう、オンライン申請の拡充に取り組む段階であります。 ご提案いただきました各戸へのタブレット端末配付については、実現にあたっては、非常に多額の費用が発生することが見込まれますので、今後5年間に取り組む予定はございませんが、今後の参考とさせていただきます。



整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
37	第3編基本計画 第7章第1節 4 デジタル化の推進	休日開庁における職員業務について、日頃従事していない業務を行うことは、事務のミスにつながる。庁舎総合管理等、民間活用してはどうか。	<p>当町では、休日開庁業務として、毎週日曜日（年末年始及び選挙投票日などの特定日を除く）午前9時から正午まで、担当課の職員が、町民課業務の一部及び税金などの納付受付業務を行っております。</p> <p>また、日直業務として、休日の午前8時30分から午後5時15分まで、庁舎管理、各種届出の受領、許可証・証明書等の交付、電話や来庁者の対応を職員が行っております。</p> <p>平日及び休日の夜間については、外部委託（警備員による対応）を行っております。</p> <p>いただいたご意見をふまえて、行政サービスの向上につながるよう、検討してまいります。</p>
38	全般	第6次総合計画までとの関連性について、ベクトルは同じなのか、方向転換があるのか。計画期間（10年間）で構想を妨げる要因があるとすれば何があるのか。	<p>第6次総合計画までとの関連性については、序論に記載のとおり、これまで培ってきたまちづくりをより進化させる方向であり、大きな方向転換を行うものではありません。</p> <p>計画期間の10年間で構想を妨げる要因があるとしみますと、大規模な自然災害の発生や新たな感染症の蔓延などの予測のできない事象の発生や、経済状況の急激な悪化などの外的要因が挙げられます。</p>
39	全般	町民の役割として「〇〇が期待される」とあるように、町民の意識高揚が不可欠と感じる。区長会で広報を行ってはどうか。	<p>町民への周知は、町ホームページでの公表のほか、基本計画概要版を作成し、行政区区長を通して各戸配付いたします。</p> <p>いただいたご意見をふまえて、区長会と協議のうえ、さらなる周知方法を検討してまいります。</p>
40	全般	全般的に目標と個別政策が弱い。個別政策の展開に乖離が感じられる。大胆で野心的なものが少ない。	<p>いただいたご意見は、今後の施策展開への参考とさせていただきます。</p>

整理番号	意見のあった事項	意見	意見に対する町の考え方
41	その他	<p>町長の政策公約（政策実現プラン）も人件費及び事業予算が必要なため、公約のすべてを実施計画に位置付け、一体的に進行管理を行えば全事業が分かりやすくなります。実施計画では公約を『重点事業』とでもして「目に見える化」を行えば、全事業の進捗状況が把握でき、町長に付託している住民としては、これからも安心して暮らしていくことが出来ます。</p> <p>政策公約を実施計画に位置付けることが難しい場合は、実施計画の付録版として「目に見える化」していただくのも一考かと思えます。</p>	<p>町の実施計画では、政策実現プランに記載の各事業について、全て重点施策として位置付けております。</p> <p>これらを含む総合計画に記載している全ての事業は、第6次総合計画と同様に施策評価を行い、その結果を目に見える形でお知らせしてまいります。</p>